

平成 18 年度

包括外部監査結果報告書

選定した特定の事件(テーマ)

荒川区社会福祉協議会への補助金
並びに委託事業について

平成 19 年 3 月

荒川区包括外部監査人

包括外部監査の結果報告書

目次

第一 外部監査の概要

1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(テーマ)	1
3. 選定理由	1
(1) 社会福祉協議会関係支出の金額的重要性	
(2) 地域密着型社会福祉法人とのコミュニケーションの重要性	
(3) 指定管理者制度の円滑な導入の前提	
4. 監査の対象期間	2
5. 外部監査の方法	3
(1) 目標	
(2) 主な監査手続	
6. 外部監査の実施期間	3
7. 包括外部監査人	4
8. 包括外部監査人補助者	4
9. 利害関係	4

第二 監査対象の概況

1. 名称及び所在地	5
2. 目的	5
3. 沿革	5
4. 事業内容	7
(1) 相談援助事業	
(2) 高齢者福祉事業	
(3) 障がい者福祉事業	
(4) 児童・母子福祉事業	
(5) ボランティア活動推進事業	
(6) 地域福祉事業	
(7) 施設の運営	

5 . 組織	10
6 . 財務状況	10
7 . 荒川区の関与	12
8 . 民生費及び関連予算と決算額	13

第三 外部監査の結果

1 . 荒川区社会福祉協議会決算書上の 「その他積立金の」管理手法及び積立ての継続性について	15
(1) 積立金の管理について	
(2) 積立金の今後のあり方について	
2 . 社会福祉協議会決算書上の「預り金」残高に対する取り扱いについて	19
3 . 在宅高齢者通所介護センターの介護保険収入の取り扱いについて	20
4 . 委託契約における「管理費」の取り扱いについて	21
(1) 管理費の求め方について	
(2) 返還金額の計算について	
5 . 社会福祉協議会に対する管理、監督業務について	23
(1) 社会福祉協議会の決算書の査閲	
(2) 現金の管理状況	
(3) 固定資産購入処理	
(4) 人件費関係支出の適切性	
6 . 管理運営委託契約に基づく人員配置の適切性について	29
(1) 生活実習所	
(2) 障害者福祉会館	
(3) 老人福祉センター	
7 . 固定資産の実在性管理	33
(1) 実施概要	
(2) 「保全物品整理簿」に計上されていない備品	
(3) 未使用備品	
(4) 「保全物品整理簿」記載設置場所と実際の配置が異なる備品	
(5) 「保全物品整理簿」と「供用備品現在高調書」の差異	
8 . 同一建造物に複数の委託施設が存する場合の経費按分について	38
9 . 各種委託事業に対する管理監督について	39
(1) 手話通訳派遣事業	
(2) 手話講習会事業	
(3) ふれあい入浴券支給事業	

- (4) ねたきり高齢者理美容サービス券支給事業
- (5) 障害者福祉会館委託事業における労務管理等

第四 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

- 1. 法人運営事業に対する補助金について……………45
- 2. ファミリー・サポート・センター事業……………46
- 3. 保健福祉部分室（平成18年度より福祉部分室）における建物使用料減免
及び建物維持管理費の区と社会福祉協議会の負担について……………48

第一 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法 252 条の 27 第 2 項に基づく荒川区との包括外部監査契約による監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

「荒川区社会福祉協議会への補助金並びに委託事業について」

3. 選定理由

我が国社会の高齢化は欧米諸国のそれに比べて急速に進展していることは新聞報道をはじめとして広く認識されており、また、2007 年問題をはじめとして社会福祉に対する人々の関心が増していると考えられる。

これに伴い社会福祉関連支出も増加が予想される所であり、荒川区においても社会福祉予算が含まれる民生費は一般会計予算の動きと異なり、年々増加傾向を示している。その平成 17 年度予算現額は 31,521 百万円と予算全体（81,043 百万円）の約 4 割を占め、効率的な使用は自治体にとっても重要な課題と考えられる。

予算は社会福祉施設の建設の他に運営といったソフト面にも配分され、その施設運営には社会福祉法人が広く係わっている。荒川区の社会福祉施設運営に関しても多くの社会福祉法人が関与しているが荒川区社会福祉協議会は行政と地元の円滑な社会福祉の実践に当たって長い歴史を有し、そのコミュニケーションネットワークは地域のボランティア活動の充実、促進などに大きな影響力を持ち他の社会福祉法人とは異なった面を持っている。

以上を前提に具体的には以下の点に着目した。

(1) 社会福祉協議会関係支出の金額的重要性

荒川区の荒川区社会福祉協議会関係の支出は補助金、委託費などを併せ平成 17 年度決算では 417 百万円にのぼり金額的な重要性があると考えられ、また、補助金支給対象の社会福祉法人は現在のところ、同社会福祉協議会が唯一の団体である。従って、質的にも重要性があるものと認識し同協議会に対する支出を対象にすることは有意義と考えられること。

(2) 地域密着型社会福祉法人とのコミュニケーションの重要性

高齢化社会を目前に控え、より身近な地域に密着した社会福祉法人としての荒川区社会福祉協議会の役割は重要性が増すものと考えられるが、今後の行政と当該社会福祉法人とのあるべき姿として区の予算執行を介して着目することは有意義であると考えられること。

(3) 指定管理者制度の円滑な導入の前提

社会福祉関連施設に対する指定管理者制度の導入事例が多くなってきているが、荒川区社会福祉協議会が関与している施設でも同制度が導入され、現在(平成 18 年度) 同協議会も指定管理者として施設運営を委ねられている。今後の同施設運営に際し従前の管理委託契約時の状況を確認し、必要に応じて検討を加えることは今後の同制度の運営の参考とするために有意義と考えられること。

これらに基づき今回のテーマを選定した。

4 . 監査の対象期間

平成 17 年度を監査の対象期間としたが必要に応じて他の事業年度も対象とした。

5．外部監査の方法

(1) 目標

補助金支給並びに委託契約締結に際しての合規性

補助金支給対象としての社会福祉協議会に対する管理状況の適切性

- イ) 委託費精算の適切性
- ロ) 補助金使用の適切性
- ハ) 委託者としての区の指導監督の適切性

(2) 主な監査手続

下記手続を中心に必要と考えられるものを実施している。

- イ) 上記の監査目標達成の為、福祉部を通じ荒川区社会福祉協議会への補助金支給及び委託契約締結に関する手続関係資料の検討、出納手続関連資料並びに社会福祉協議会より提出された各種報告書を閲覧し、証憑突合、区職員への質問・事情聴取を行った。
- ロ) 社会福祉協議会より提出された精算資料に対する内容を検討する為に同協議会に往査し、決算書をはじめとする各種管理資料(経理・人事・資産管理資料等) 出納関係証憑を閲覧し協議会職員へ質問、事情聴取を行った。
- ハ) 荒川区が社会福祉協議会へ委託を行っている施設のうちその委託金額が大きな3件については現場の管理実態等を把握する為に往査を行い、上記実態把握の為に関係者への質問や事情聴取のほか固定資産の実査を行った。

6．外部監査の実施期間

平成18年7月4日～平成19年3月23日

7．包括外部監査人

公認会計士 泉澤大介

8．包括外部監査人補助者

公認会計士 6名

税理士 1名

9．利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第二 監査対象の概況

今回の監査対象とした補助金支給及び業務委託先である荒川区社会福祉協議会は『誰もが安心して暮らし続けられるまちあらかわ』を目指して地域住民が主体となり、高齢者福祉事業、障がい者福祉事業、児童福祉事業を展開し、その活動は沿革にもあるように区民との間に長年築き上げられた密接な信頼関係を基本とし、今や区の福祉行政にとって重要な存在となっている。その概況は以下の通りである。

1. 名称及び所在地

名 称：社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会
所在地：東京都荒川区南千住1丁目13番20号

2. 目 的

荒川区社会福祉協議会は荒川区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。

3. 沿 革

昭和28年5月：荒川区社会福祉協議会は民生委員や地域の福祉関係者等の総意により、町ぐるみの法外援護を行う任意団体として発足。福祉3法や援護事業に該当しない方々に対する援護を目的として、各種相談業務・世帯更正資金貸付、厚生援護資金貸付、各種団体（町会・自治会・民生委員協議会・婦人団体等）との連絡調整、「こどもの日事業」等の児童福祉事業、障害者レクリエーション等の障害者福祉事業、敬老会の開催、鍼灸マッサージ等の高齢者福祉事業及び歳末たすけあい運動の推進等、今日の社会福祉協議会の骨格が形成され、地域福祉の中心的な役割を開始。

- 昭和 39 年 1 月：社会福祉法人として厚生大臣により認可。
- 昭和 58 年 10 月：区市町村社会福祉協議会が法制化される。
- 昭和 59 年 10 月：ボランティア情報誌『あらんてあ』の創刊号発行。
- 昭和 61 年 4 月：重度心身障害者通所訓練施設「希望の家」の運営を区補助により開始。
- 友愛訪問事業及び電話相談事業、手話講習会事業の開始。
- 同 5 月：おもちゃ図書館・ボランティアコーナーの開設。
- 同 10 月：視覚障害者ガイドヘルパー事業開始。
- 昭和 62 年 3 月：第 1 回福祉まつり開催。
- 昭和 63 年 7 月：サマーボランティアスクールの開始。
- 平成 2 年 9 月：熟年ボランティアスクールの開始。
- 平成 6 年 3 月：『荒川区地域福祉活動計画＝たんぼぼ計画』策定。
- 平成 6 年 12 月：荒川東部在宅高齢者通所サービスセンターの運営を区より受託。
- 平成 7 年 4 月：荒川老人福祉センター・西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター・生活実習所あらかわ希望の家の運営を区より受託。
- 平成 9 年 8 月：障害者福祉会館アクロスあらかわの運営を区から受託。
- 平成 11 年 10 月：地域福祉権利擁護事業を東京都社会福祉協議会から受託。
- 平成 12 年 4 月：荒川区福祉公社の解散に伴い、荒川区から有償在宅福祉サービス及びファミリーサポート事業を引き継ぐ。また、介護保険制度導入により、居宅介護支援事業を開設。
- 平成 14 年 4 月：生活実習所あらかわ希望の家分場の運営を区より受託。
- 平成 15 年 4 月：障害者支援費制度開始に伴い、基準該当居宅介護事業所（ガイドヘルプ事業）を開設。
- 同 6 月：福祉サービスに関する総合相談窓口「あんしんサポートあらかわ（福祉サービス利用者支援センター）」の運営を区からの補助により開設。
- 同 12 月：障害者就労支援センターの運営を区から受託。

付 記

平成 18 年 4 月：指定管理者制度開始に伴い、指定事業所として、荒川老人福祉センター・荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター・西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター・尾久生活実習所及び分場・障害者福祉会館の運営を開始。（指定期間 3 年）

荒川生活実習所・荒川福祉作業所の一部事業受託。平成 19 年度より指定事業所として運営を開始。（指定期間 5 年）

4．事業内容

荒川区社会福祉協議会の主な事業、内容としては以下がある。（「社会福祉法人荒川区社会福祉協議会事業のご案内」を基に記載しているため、表記等は同案内に基づいている。）

（１）相談援助事業

- ・ あんしんサポートあらかわの運営
高齢者や障がい者が安心して暮らしていただけるように様々な福祉問題の相談に応じた関係機関と連携した福祉サービスが利用できるように支援する事業。
- ・ 生活福祉資金・離職者支援資金・緊急小口資金・長期生活支援資金の貸付。

（２）高齢者福祉事業

- ・ ふれあいいいきサロン
町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力によりひとり暮らし高齢者などの孤独感の解消と見守りを目的として、交流会の開催や、ニーズ別の生き生きサロンを主催する事業。
- ・ 世代間交流事業
支えあい、見守りが必要なひとり暮らし高齢者との心の交流を図ることを目的として区内の子供たちが年賀状や季節のカード等を作成し送付する事業。
- ・ 長寿慶祝の会
75歳以上の高齢者の方々に感謝し、長寿を祝す事業。
- ・ 電話相談・友愛訪問事業
ひとり暮らし高齢者の孤独感解消、安否確認を目的に、電話による定期的な相談と訪問活動を行う事業。
- ・ 介護者リフレッシュ事業
ねたきり高齢者、障害者を介護している方の慰労を目的とした事業。
- ・ にこにこサービス事業
高齢者や障がい者、ひとり親家庭の方など日常生活で手助けが必要な方に対して、地域の協力の下、有償による在宅福祉サービスを行う事業。
- ・ 居宅介護支援事業
介護保険サービス利用のためのケアプラン作成業務、サービス事業者との連絡・調整を行う事業。
- ・ ひとり暮らし高齢者ひと声運動事業

ひとり暮らし高齢者の孤独感解消、悩み等の緩和を目的に民生委員、児童委員の協力を基に、年2回実施。

- ・ひとり暮らし高齢者ふれあい入浴券支給事業
70歳以上のひとり暮らし高齢者に対し地域交流と健康維持を目的に入浴券を配布する事業。
- ・ねたきり高齢者理容美容サービス事業
在宅ねたきり高齢者に理容・美容の機会を提供するため出張サービス券を配布する事業。
- ・ふれあい健康教室
区ひろば館、ふれあい館を活用し高齢者を対象とした健康づくり教室を開催する事業。
- ・高齢者の社会参加の仕組みづくり事業
定年退職者を対象にボランティア市民活動への参加を呼びかける事業。

(3) 障がい者福祉事業

- ・じょぶあらかわの運営（荒川区障害者就労支援センター）
- ・視覚障がい者・知的障がい者ガイドヘルプサービス事業
視覚障がい者や知的障がい者の通院、社会参加等の外出を支援するためヘルパーを派遣する事業。
- ・ハンディキャブ貸出事業
- ・重度心身障がい児者レクリエーション事業
重度心身障がい者の社会参加と交流を目的にレクリエーションの機会を提供する事業。
- ・手話講習会事業
手話技術の指導を行う事業。
- ・手話通訳者派遣事業
- ・心身障がい者理容美容サービス事業
重度心身障がい者に理容・美容の機会を提供するため出張サービス券を配布する事業。

(4) 児童・母子福祉事業

- ・ファミリー・サポート・センターの運営
残業、病気、冠婚葬祭、家族の介護や社会活動参加の際の一時的な子供の保育園等・学校への送迎、保護者帰宅時までの世話などを目的とする事業。

- ・おもちゃ図書館の運営
おもちゃで遊ぶことを通して交流を図り心身の発達を促していく事業。

(5) ボランティア活動推進事業

- ・ボランティアのコーディネート

(6) 地域福祉事業

- ・子育て支援ネットワークづくり支援事業
- ・車椅子貸出事業
- ・荒川福祉まつりの開催
- ・ユニバーサルウォーク
高齢者、障がい者をはじめとする多くの方々に荒川区の街をウォーキングしながら交流し、理解を深め合います。
- ・たんぼぼ募金箱の設置
商店などの協力により、募金箱を設置していただき募金活動への協力をお願いする。
- ・調査研究企画
- ・災害要援護者支援ネットワークづくり事業
災害時に備えて平常時から障がい者など災害要援護者に対する支援マニュアルを当事者や地域と共に作成等することを目的とする事業。
- ・地域啓発事業

(7) 施設の運営

指定管理者として運営（18年度）

- ・荒川東部・西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター
- ・荒川老人福祉センター
- ・尾久生活実習所あらかわ希望の家及び分場
- ・障害者福祉会館アクロスあらかわ
受託施設
- ・荒川生活実習所・荒川福祉作業所

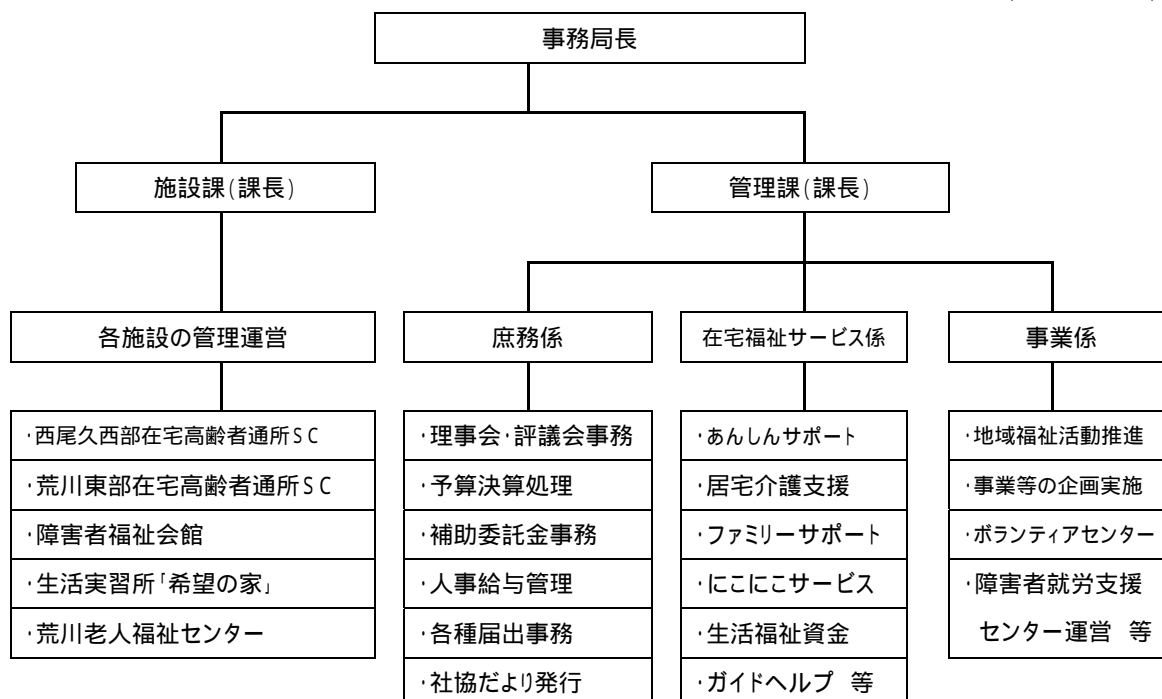
5. 組織

荒川区社会福祉協議会は区民・団体より構成される会員組織を基盤として、町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、福祉団体、行政などの代表者より成る理事 16 名、監事 3 名、評議員 40 名より構成されている。

平成 18 年 3 月 31 日の会員数は特別会員 3,061 名、正会員は 1,638 名、団体会員 147 件となっている。

なお、事務運営の組織は以下のようになっている。

(平成 17 年度)



6. 財務状況

荒川区社会福祉協議会の平成 15 年度～平成 17 年度に関する資金収支決算における支出の内容は以下のように公表されている。

荒川区社会福祉協議会決算総額(資金収支決算)推移 支出

(単位:円)

会計 単位	経 理 区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
一般	法人運営事業	105,672,609	100,128,180	107,840,631

会計	地域福祉事業	74,959,872	83,105,127	68,669,342
	ボランティア活動推進事業	9,580,213	10,322,047	10,345,324
	助成事業	8,457,500	7,513,000	7,221,400
	福祉サービス利用援助事業	12,943,229	13,547,181	14,905,831
	生活福祉資金貸付事業	1,592,000	1,491,000	1,404,000
	区受託事業	35,031,202	43,232,014	43,895,516
	支援費基準該当事業所	20,356,653	36,790,266	29,230,205
	荒川老人福祉センター *	62,488,193	62,428,058	64,744,034
	荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター *	104,345,465	84,985,869	87,242,346
	西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター *	72,845,036	87,806,168	88,249,340
	生活実習所「あらかわ希望の家」 *	179,943,862	168,072,947	160,652,398
公益 事業 特別 会計	介護保険事業	8,479,887	7,299,026	11,956,624
	おもちゃ図書館事業	928,467	246,270	1,340,152
	ファミリーサポート事業	7,659,099	7,935,461	9,138,970
	障害者福祉会館(アクロスあらかわ) *	43,642,520	44,016,539	39,335,645
他の特 別会計	厚生援護資金貸付事業特別会計	103,600	15,000	77,000
	歳末たすけあい運動事業特別会計	15,929,039	16,270,521	15,826,127
合 計		764,958,446	775,204,674	762,074,885

出所：平成 17 年度については「あらかわ社協だより 173」、また、16 年度 15 年度については社会福祉法人荒川区社会福祉協議会決算書より算出している

当該収支における支出規模は近隣の特別区に比べ多額となっている。

参考：平成 16 年度 北区社会福祉協議会 決算支出額 317,116 千円

平成 17 年度 文京区社会福祉協議会 決算支出額 295,114 千円

(出所：ホームページより)

これは荒川区社会福祉協議会の業務の中に、区より施設の運営を委託されているものが含まれており、例えば平成 17 年度の*の 5 件の受託案件の金額合計は 440,223 千円と荒川区社会福祉協議会の総支出額の 6 割を占め、これ以外の支出合計は 321,851 千円と上記北区あるいは文京区の実績と大差なくなることが理解できる。

財源については、会費・寄付金、荒川区からの補助金・委託金、共同募金分配金などから成り立っている。なお、会費は下記の通りとなっている。

個人会員： 特別会員（年額 2,000 円以上） 正会員（年額 1,000 円）

団体会員： 法人会員、施設会員、町会会員（年額 10,000 円以上）

7. 荒川区の関与

荒川区は社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に対して補助金の支給及び事業の委託を行っており、その決算支出金額は以下のように推移している。

社会福祉協議会関連事業一覧(決算額)

(単位:円)

区分	事業名等	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	区予算における該当項目	
補助	社会福祉協議会補助(事務局運営費)	69,316,129	70,275,952	68,398,867	社会福祉協議会補助	
	〃(在宅福祉サービス)	36,087,642	35,513,355	35,714,742		
	〃(福祉サービス利用者支援事業)	5,979,184	5,911,831	5,963,000		
	小計	111,382,955	111,701,138	110,076,609		
委託	事業	理美容サービス事業(在宅ねたきり高齢者)	2,618,350	2,495,995	2,192,591	高齢者福祉費
		ひと声運動事業(ひとり暮らし高齢者)	216,000	194,391	209,213	同上
		ふれあい入浴事業(ひとり暮らし高齢者)	16,946,185	16,203,284	16,115,646	同上
		高齢者の社会参加のしくみづくり	161,000	158,585	161,000	同上・総合相談事業費(一部)
		ふれあい健康教室	1,557,100	2,209,455	2,169,695	同・高齢者健康づくり推進事業(一部)
		手話通訳派遣事業	1,402,500	1,342,500	1,642,021	障害者福祉費
		理美容サービス事業(重度心身障害者)	906,300	814,400	777,000	同上
		手話講習会事業	4,284,250	3,844,000	3,787,850	同上
		障害者就労支援事業	6,827,000	15,164,000	16,596,741	障害者就労支援事業費
		ファミリー・サポート・センター事業	6,476,117	7,048,378	8,100,713	家庭福祉費
	施設	老人福祉センター	57,769,013	56,223,708	57,737,222	老人福祉センター費
		荒川東部在宅高齢者通所SC	3,923,917	2,292,680	376,003	荒川東部SC管理運営費(一部)
		西尾久西部在宅高齢者通所SC	910,743	1,265,400	81,101	西尾久西部SC管理運営経費(一部)
		生活実習所「希望の家」	125,787,393	121,319,765	116,161,741	心身障害者施設費
		同生活実習所分場	42,069,202	42,224,999	39,179,037	同上
		障害者福祉会館	41,107,377	41,112,363	37,851,072	同上
	その他	保健福祉部分室管理費	3,351,648	4,168,118	4,042,822	社会福祉総務費
	合 計		427,697,050	429,783,159	417,258,077	

・社会福祉協議会への補助委託金額と荒川区の該当する予算項目については区予算の一部を社会福祉協議会関連の支出が構成している場合もあり必ずしも一致するものではない。

なお、沿革に既述のように*の業務、即ち、荒川老人福祉センター・荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター・西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンタ

一・尾久生活実習所及び分場・障害者福祉会館アクロスあらかわの運営は、平成 18 年度より「管理運営の委託」から「指定管理者制度」へ移行しているが、引き続き荒川区社会福祉協議会が指定管理者となっている。

また、荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター・西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンターは介護保険制度の開始とともに介護保険収入の範囲内で業務を実施することになっているとの説明を受けており、歳入・歳出とも区の予算現額、決算に含まれていない。従って、上記施設委託額も介護保険に基づく収入・支出で賄われぬもののみが記載されており、その支出額は少額となっている。

8. 民生費及び関連予算と決算額

荒川区の対象年度及びそれ以前 3 年間の一般会計・民生費及び今回の関連する支出の予算決算関連項目は以下のようになっている。

(単位：円)

会計	款	項	目	事項	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
					予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算現額	決算額
一般会計					75,602,632,224	71,578,901,257	81,321,936,000	76,890,797,475	81,043,715,000	75,607,808,919
	民生費				30,007,440,000	28,885,898,302	30,261,688,000	28,949,395,738	31,521,059,000	30,211,264,888
		社会福祉費			13,075,949,000	12,267,245,004	12,211,255,000	11,438,460,956	12,345,133,000	11,862,507,886
			社会福祉総務費		2,289,793,000	2,210,528,238	1,597,497,000	1,475,287,689	1,619,571,000	1,506,564,348
			各種補助			113,724,955		114,733,138		110,323,609
			社会福祉協議会補助			111,382,955		111,701,138		110,076,609
			その他			2,342,000		3,032,000		247,000
			保健福祉部分室管理費			3,351,648		4,168,118		4,042,822
			その他			2,093,451,635		1,356,386,433		1,392,197,917
			高齢者福祉費		617,816,000	586,301,022	541,947,000	521,014,735	560,666,000	520,589,464
			理美容サービス事業費			2,618,350		2,495,995		2,192,591
			ひと声運動事業費			216,000		305,953		217,613
			ふれあい入浴事業費			16,946,185		16,203,284		16,115,646
			総合相談事業費			23,299,575		19,254,097		20,664,209
			高齢者健康づくり推進事業			*		6,017,749		11,814,614
			高齢者就業センター費		14,645,000	12,070,973	14,132,000	12,558,249	13,770,000	12,571,502

老人福祉センター費	63,966,000	57,769,013	63,223,000	56,223,708	63,062,000	57,737,222
授産場費	18,710,000	16,632,438	18,525,000	15,913,177	18,898,000	17,098,469
特別養護老人ホーム・ 在宅サービスセンター費	329,228,000	273,701,756	145,652,000	120,170,021	110,773,000	104,300,187
荒川東部 SC 管理運営費		4,595,392		3,584,180		522,163
西尾久西部 SC 管理運営費		4,710,903		1,929,453		3,743,921
その他		264,395,461		114,656,388		100,034,103
障害者福祉費	2,275,667,000	2,173,679,646	2,383,764,000	2,301,713,336	2,449,493,000	2,396,252,096
手話通訳者派遣事業費		1,402,500		1,342,500		1,642,021
理美容サービス事業費		906,300		814,400		777,000
手話講習会事業費		4,284,250		3,844,000		3,787,850
心身障害者施設費		225,595,151		225,540,161		208,024,976
生活実習所運営費		125,862,993		121,395,365		116,237,341
障害者福祉会館運営費		42,069,202		41,112,363		37,997,232
生活実習所(分場)運営費		41,138,877		42,256,499		40,060,244
その他		16,524,079		20,775,934		13,730,159
障害者就労支援事業費		6,827,000		15,164,000		16,596,741
その他		1,934,664,445		2,055,008,275		2,165,423,508
心身障害者福祉センター費	63,014,000	52,117,753	81,459,000	73,775,160	78,507,000	72,133,072
年金総務費	2,034,000	563,890	690,000	510,159	662,000	445,734
基礎年金費	6,227,000	3,410,107	2,833,000	2,406,703	2,721,000	1,803,710
国民健康保険特別会計繰出金	4,635,314,000	4,433,997,007	4,459,013,000	4,216,985,581	4,352,598,000	4,308,116,812
老人保健医療特別会計繰出金	1,278,758,000	1,040,720,161	1,249,637,000	1,039,887,000	1,374,505,000	1,226,132,270
介護保険事業特別会計繰出金	1,480,777,000	1,405,753,000	1,652,883,000	1,602,015,438	1,699,907,000	1,638,763,000
児童福祉費	7,536,061,000	7,307,202,695	7,905,361,000	7,582,454,955	8,555,559,000	8,119,230,951
家庭福祉費	748,506,000	728,499,737	802,855,000	778,068,788	893,378,000	816,564,196
ファミリーサポートセンター事業費		6,476,117		7,048,378		8,100,713
その他	22,471,379,000	21,578,695,607	22,356,327,000	21,366,940,783	22,965,500,000	22,092,033,937

*：平成 15 年度は決算説明書細目には独立された記載はされていない。

第三 外部監査の結果

1. 荒川区社会福祉協議会決算書上の「その他積立金」の管理手法及び積立ての継続性について

(1) 積立金の管理について

荒川区社会福祉協議会の平成 17 年度貸借対照表を見ると、純資産の部に「その他積立金」として「人件費積立金」「修繕積立金」「備品購入積立金」が各々、56,744 千円、31,881 千円、28,863 千円計上されている。この積立金は「荒川区立荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター」「荒川区立西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター」「荒川区立生活実習所」「荒川区立障害者福祉会館」の管理運営契約に基づいて積み立てられたものである。

当該金額の存在は荒川区でも認識しており、平成 15 年度より平成 17 年度にかけての区の把握金額は以下のようにになっている。

(単位：円)

積立金名称	年度	在宅高齢者通所サービスセンター		生活実習所	障害者福祉会館	計
		荒川東部	西尾久西部			
人件費	15 年度	20,467,500	13,298,000	10,515,000	1,000,000	45,280,500
	16 年度	24,362,449	15,979,303	14,403,000	2,000,000	56,744,752
	17 年度	25,414,930	18,426,231	18,151,000	3,000,000	64,992,161
修繕費	15 年度	9,144,820	5,218,875	8,017,500	500,000	22,881,195
	16 年度	13,039,767	7,900,176	9,961,500	980,000	31,881,443
	17 年度	14,092,246	10,347,104	11,835,500	1,380,000	37,654,850
備品購入費	15 年度	9,492,218	5,313,500	5,747,530	500,000	21,053,248
	16 年度	13,387,165	7,994,801	7,691,530	980,000	30,053,496
	17 年度	14,439,644	9,941,745	8,875,075	1,380,000	34,636,464
合計	15 年度	39,104,538	23,830,375	24,280,030	2,000,000	89,214,943
	16 年度	50,789,381	31,874,280	32,056,030	3,960,000	118,679,691
	17 年度	53,946,820	38,715,080	38,861,575	5,760,000	137,283,475

(注)

上記表は荒川区の認識している金額であり社会福祉協議会の計上金額と若干異なる。

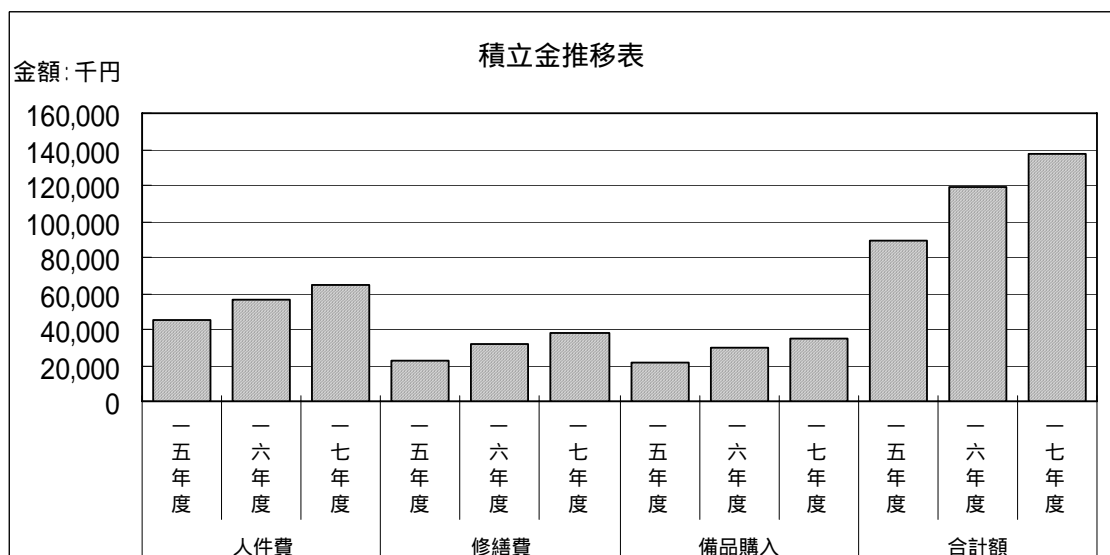
荒川区認識積立金 = 前年度の積立金 - 取崩額 + 当年度末計上予定積立金増加額

上記波線部分 = 社会福祉協議会の積立金認識額

従って「取崩額」が無ければ

荒川区認識積立金 - 当年度末計上予定積立金増加額 = 前年度の積立金（社会福祉協議会の積立金認識額）

となり、前年度の区の積立金認識額と当年度の社会福祉協議会積立金認識額は等しくなる。



また、積立金増加額の計算方法は各契約毎に若干の相違があり下記のようになっている。

【積立金増加額計算概要】

- ・ 荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター
- ・ 西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター

$$\text{契約（委託）金額} * 1 - \text{精算金額} - \text{本部経費繰入額} * 2 = \text{積立金積立許容額} * 3$$

* 1：各サービスセンターの介護保険による介護給付及び利用者負担額 + 追加金額（H17年度は504千円）

* 2：本部経費は精算金額の2%

* 3：契約上では精算後の金額を積立金として繰越せるとしているだけであり、具体的な積立金の名称までは記述されていない。

- ・ 生活実習所「希望の家」
- ・ 障害者福祉会館「アクロスあらかわ」

契約書表記金額 - 精算金額 - 本部経費繰入額*4 = 積立金許容額*5

* 4 : 精算処理後の金額の 2%

* 5 : 各年度は積立総額が精算を実施した後の委託料執行額の 5%を限度としている。

累積限度額は右の通り 人件費積立金 : 当該年度人件費執行額の 6 か月分

修繕積立金 : 2,500 万円

備品購入積立金 : 2,500 万円

当該各種積立金は既述のように社会福祉協議会の決算書に積み立て計上されているが、その所有、帰属について、社会福祉協議会側は区の所有に属しているものと回答し、また、区側も同様の理解をしており、社会福祉協議会の自主財源が積み立てられた積立金ではないという意味で両者の認識は一致している。

但し、区側としては自己の所有に属するとの認識は示しているもののその管理は社会福祉協議会に委ねている。また、そこより生じる金利等の取扱も契約書上明確になっていない。

同積立金は社会福祉協議会側の財産目録を査閲したところ預金の形で金融機関に預けられており現状ではその実在性や即時の回収可能性について危惧するような状況にはないと考えられるが、区としてどのような金融機関にどのような形で預けられているのか、即ち適切に管理されまた、預け先からの回収に懸念が生じないか否かについては常に留意すべきと考えられる。現状はこれら管理が十分なされているとは言い難状況である。

当該資金の預託（積立金との名称ではあるが事実上自己の金員を他の法人の管理下に置く事は預託に該当するものと考えられる）を今後も継続して実施することが資金の安全な管理などの点から適切か否かも合わせてその是非を考慮すべきである。

（ 2 ） 積立金の今後のあり方について

積立を許容される社会福祉法人の前提について

当該積立金に関しては「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長、老健局長連名通知（以下通知））に、現在、社会福祉協議会が積立金として保有している「人件費積立金」「修繕積立金」「備品購入積立金」について理解の助けとなるべき記述がある。荒川区もこの通知を参考にして各委託先に委託契約における業務実施後の余剰金を一定の基準に沿って積み立てることを容認

している。

この「通知」によれば、本来、当該積立金は社会福祉法人が独自に福祉施設を建設し維持及び運営を行う際に、安定的な同施設の維持・運営を目的として人件費、設備の修繕、備品の購入といった支出に備える為、積立金の形で金銭等の準備を促したものであると考えられる。この趣旨については同通知の別紙における問答、問 5 においても「運営費については長期的に安定した経営を確保する為将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることが出来るものである」と記載されていることから理解できる。

以上を勘案すれば荒川区と社会福祉協議会の委託契約上でその積み立ては容認されているものの、区が所有している施設の管理運営委託の場合、受託者たる社会福祉協議会が積立金を積み立てることが必要であるか否かは慎重に考慮すべきである。

業務を受託している側から考慮すれば、現状の区と社会福祉協議会の契約において人件費や修繕費は事務費として区が委託費の形で支出しているものである。また、備品購入に関しては当該備品が必要であれば受託者(=社会福祉協議会)はその必要性を区側へ連絡することが本来の業務であり、その購入は区が予算を確保し購入することにより所期の目的を達成することができる。従って積立金の積み立てを必ずしも要するものとは考えられない。

無論、受託者側における資金繰り悪化を危惧し(委託先が契約書記載金額では運営ができなくなるような場合)積立金の必要性を考慮する考え方も可能とは思われるが、かかる資金繰りの悪化等は積立金の必要性を検討する以前に、当該資金繰りの悪化を招き得るような委託候補を除外すれば解決する問題であり、積立金の在り方については慎重な考慮をすべきと思われる。

積立金の使用状況に関して

において、積立金の積み立ての論拠として区が参考にした通知の問答の中で「...将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上...」とした記述がある。これは、漫然とした積み立てを容認するものではなく、あくまで計画的な使用を前提とした積み立ての場合、その計上を容認しているものと考えられる。

現在、社会福祉協議会に積み立てられている三種類の積立金は毎年増加しているが、その使用は必ずしも活発とは言えず、全く取り崩しがなされず積み立てのみが行われているケースも珍しくない。

人件費積立金、修繕積立金等、その用途を示唆するような名称は付いているものの、具体的な使用計画が明確でない積立金が現状の形で積み上げられ、業務委託先の決算書上で金融機関への預金の形で管理されている現状は資金の効率的な使用という観点からは好ましいものとはいえない。

資金を生かすという視点からも積立金の取扱いについての考慮が必要である。

2. 社会福祉協議会決算書上の「預り金」残高に対する取り扱いについて

社会福祉協議会の平成 17 年度決算書上、荒川東部在宅高齢者通所サービスセンターの経理区分において 10,799 千円、また、西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンターの経理区分において 9,870 千円、合計 20,670 千円の区からの「預り金」が存在していた。

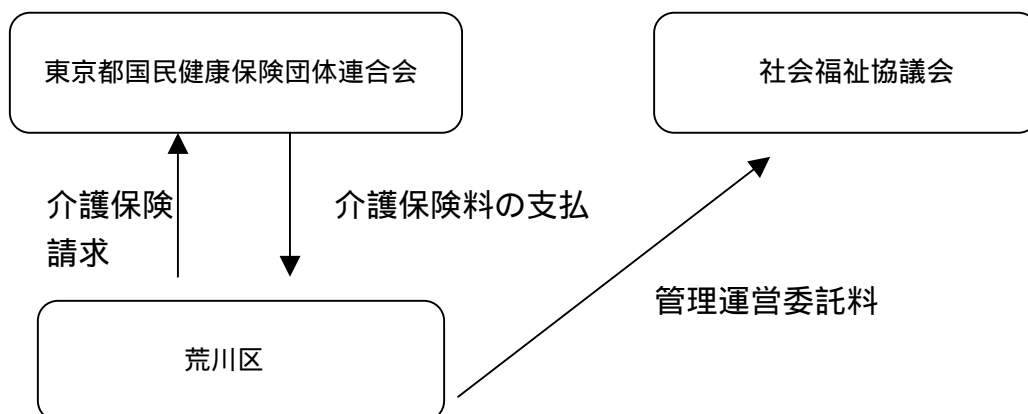
当該「預り金」発生の経緯は平成 15 年 4 月より社会福祉協議会の受託している荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター及び西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンターが原則として介護保険収入により運営されることになり、従来、区から行われていた委託契約に基づく委託契約金額の振込みがなくなった事に起因する。

即ち、介護保険は通常請求後 2 か月経過した後入金となるため、平成 15 年 4 月及び 5 月の請求は 6 月及び 7 月に入金はずれ込み、社会福祉協議会など施設の管理運営業務受託者は、4 月、5 月において一時的に資金繰りに支障をきたすことが懸念された。区は当該状況が委託施設の運営に問題を生じさせる可能性を危惧し、本来区が収受すべき平成 15 年 2 月、3 月分の請求、即ち平成 15 年 4 月、5 月に入金となった介護報酬を受託者資金繰りに充当させ、その資金が現在に至るまで「預り金」として受託者の決算書に記載されている。

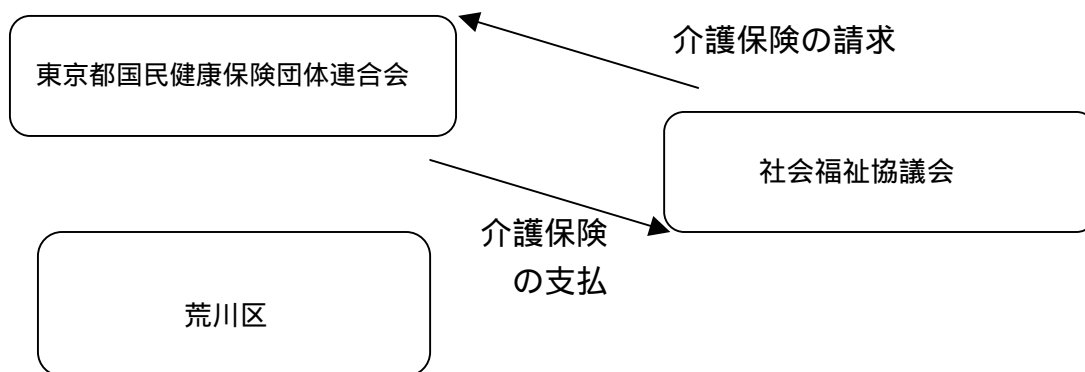
当該「預り金」は業務受託者と区との間で各々の委託施設の管理運営契約が解除された時点で精算する旨が協定書で取り決められている。しかし、管理運営業務の委託契約において受託者の資金繰り状況にまで配慮し業務委託を行うことは一般的とは考えられない。

更に、当該「預り金」は受託者が施設の管理を実施しなくなる時点において精算されるとの事であるが実質的に受託先の資金繰りに組み込まれており、返済期限は委託契約（平成 18 年度より指定管理者契約になっている）終了時となっているものの、具体的な返済日時が決まっているわけではない。加えて、金利徴収も行われておらず、貸付実施の是非の検討等適切な対応の考慮が必要である。

<平成 14 年度以前の資金取引の流れ>



<平成 15 度以降>



3. 在宅高齢者通所介護センターの介護保険収入の取り扱いについて

区立の荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター及び西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンターの管理運営に関し、平成 17 年度そのほとんどの収入は介護保険によって賄われている。この状況は介護保険導入時より続いている。

但し、区の決算書上当該歳入は予算計上されておらずまた、サービスセンター運営の為の歳出も基本的には予算書に計上されていない状況になっている。

平成 18 年度は両施設の運営に関しては荒川区社会福祉協議会を指定管理者に任命しその管理を委託するとともに、利用料金収入の取り扱いについても明確に「管理業務を実施する社会福祉協議会のもの」と規定されており介護保険収入の歳入歳出が区の予算・決算書に記載されないことは理解できる。

一方今回の監査対象となった平成 17 年度以前は、委託契約書上介護保険収入

の取扱に関する記述がない。

平成 17 年度における両サービスセンターに関する委託内容はその委託契約第 1 条において、

- (1) 荒川区指定通所介護事業所運営規程に定めた事業の実施に関する事。
- (2) 施設、付属設備及び備品の保全（軽易な修繕及び整備を含む。）に関する事。
- (3) 施設内の清潔保持、整頓その他の環境整備に関する事。
- (4) 災害の防止に関する事。
- (5) 施設の経理を行う事。
- (6) 通所介護における介護給付費及び公費負担額の請求及び受領に関する事務。
- (7) 通所介護、生きがい活動支援通所事業における利用者負担額の請求及び受領に関する事務。
- (8) 生きがい活動支援通所事業の実施に関する事。
- (9) 介護教室の実施に関する事。
- (10) その他、運営管理を行う事。

と規定されているが、内容は社会福祉協議会に対しての管理運営業務の委託であり、運営主体は荒川区であると考えられる。

また、これら両施設の収入額と支出額の差額として積立金が平成 17 年度荒川東部在宅高齢者通所サービスセンターで 3,157 千円、西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンターで 7,340 千円が社会福祉協議会によって積み立てられているが、介護保険収入は区の歳入に属すると解し、また、施設管理費用は区の歳出である（委託費はその一環の経費である）と解すことによって、介護保険による収入と委託経費の差額を源泉とする上記「積立金」は荒川区の所有に属すると理解することができると思われる。

平成 17 年度の両施設の収支報告においては歳入と歳出（本部経費繰入及び積立金の積立を含む）が同額となっており、結果として区の予算決算書に計上されたとしても当該事実による収支差額は生じないこととなるが、本来、歳入歳出は総額で計上し、その結果として生じる各種積立金は区の管理下におくべきものであったと思料される。

4．委託契約における「管理費」の取り扱いについて

現在荒川区が荒川区社会福祉協議会に業務を委託する場合、契約書に記載さ

れている契約金額はあるものの、委託費は原則として実費精算が定められている。

具体的には精算に当って、実費相当額を事業費、事務費、管理費といった3項目に分ける。3種類の経費内容は契約書上明記されていないものも多く、事業費は事業に直接的に係る経費(除人件費)、事務費は間接費、そして管理費は(事業費+事務費)×15%の式で算定されており、「管理費」については積み上げ計算は行われていない。

従って、提示された業務委託契約書上に表記された契約金額は委託者が収受できる上限額が明記されているだけであって精算金額(収受できる金額)ではない。しかし、契約書上記載されている金額が上限である旨を明記した文言はなくまた、その支払い及び精算の方法は契約書上で上限とされている契約金額を分割(場合によっては一括)によって受託者へ振込み、その後実費精算方式によって実態を明確にさせ、余剰が生じた際は返還を求めるものである。

(1) 管理費の求め方について

管理費は委託業務における直接人件費相当分であるとの説明を受けているがその計算は(事業費+事務費)×15%で行われており積上げ計算を根拠にしている事は既述の通りである。

また、15%の率の計算根拠は、平成9年度において当時の委託金額に占める人件費(職員人件費・アルバイト賃金)の割合を計算した結果であり、以後、一律に適用されてきているとの説明を受けた。しかし、今でも当該状況を当てはめることに合理性があるかとの問いに対しては明確な回答は得られなかった。

実費精算方式選択の是非もあるが現状の方式を採用するのであれば、管理費のみならず事業費、事務費の内容や計算方法を契約書上具体的に決め、解釈によって受委託者間で経費内容についての理解の齟齬を生む温床となる事を防ぐ必要がある。また、管理費という名称も適切性を欠くと思われる。人件費であれば人件費とし、必要な人材とそのスキルに見合ったコスト(人件費)の積み上げ計算の実施が原則である。

(2) 返還金額の計算について

区の委託契約は契約書に記載されている契約金額を受託者へ振り込み、その後報告させた実費相当額を超過した金額の返還を求める形になっている。

式の形で表すと以下のようになる。

契約表記額 - (事業費 + 事務費 + 管理費) = 返還額

契約表記額 - (事業費 + 事務費) × 1.15 = 返還額

管理費 = (事業費 + 事務費) × 15%

しかし契約によっては更に本部経理繰入金として事業費の 2%相当額を経費として容認するケースや別項で述べている「人件費積立金」「修繕費積立金」「備品購入積立金」の積立を更に差し引いた残額を返還金とするケースもある。

契約表記額 - (事業費 + 事務費 + 管理費) - 本部経費 - 各種積立金 = 返還額

本部経費は委託料精算後の 2%または事業費の 2%など、各契約によって相違するが「2%」という率を用いる点はほぼ共通している。

荒川区社会福祉協議会における本部経費(本部管理費「=人件費」)の多くは補助金で賄われているといった事実も踏まえ、仮に、本部経費の経費算入を是とした場合でも、2%や 15%といった一定率を使用する見積もり計算の根拠など明確にすべき項目は多いものと思われる。

委託契約には委託者が「正常コスト + 正常利潤」を計算しその範囲内でコスト管理を実施するケースもある。区でもこれに近い考え方を採用しているものと考えられるが、積み上げ計算による正常コストの計算や適正利潤の捉え方は明確になっていない点を考慮すれば改善の余地があるものと考えられる。

5. 社会福祉協議会に対する管理、監督業務について

社会福祉協議会は「第二 監査対象の概況」にも記載した様に地域に根付いた福祉実践の為、社会福祉法人として存在し、様々な事業を展開している。区も他の社会福祉法人とは異なる側面を持つ点を理解し、補助金を交付することによって、その活動を支援している。と同時に、補助金支給団体として、その活動が円滑かつ適切に実施されるよう指導、監督することも考慮すべきと考えられる。

また、荒川社会福祉協議会補助金交付要綱 第 12 条(補助金の額の確定)では「区長は、前条の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるとき

は交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付確定通知書により社協会長に通知するものとする。」と規定されている。

従って、平成 17 年分の交付補助金の使用については実績報告書が用途の内容を裏付ける証跡に基づいて作成されているかを区として確認する必要がある。

しかし、現状は社会福祉協議会より提出された実績報告書に対し計算確認等の形式的なチェックの実施が主体となり、詳細な内容検討がなされていない状況である。

上記状況を前提に、今回、社会福祉協議会の決算書閲覧を中心に内部管理状況を検討した結果、以下のような事項が見受けられた。

(1) 社会福祉協議会決算書の査閲

荒川区では社会福祉協議会作成の年次決算書を入手しており、また、別途、補助金交付事業については実績報告書を入手している。

但し、委託事業など、個々の内容検討には実績報告書を用いるため社会福祉協議会年次決算書の詳細な検討は実施していないとの事であった。

しかし、自治体の行政に係る民間企業が経営審査を始め入札に際して各種要件の審査を必要としている状況に対し、同じく福祉行政に深く関与する社会福祉法人の財務状況は上記の様に詳細に検討されていない現状はその扱いに均衡を欠くものと考えられる。

また、決算は年次の活動状況を数値化した結果であり、これを閲覧することは一年間の社会福祉協議会の活動を鳥瞰して検討することが可能になると共に、適切な財務諸表の作成をなしうるか否かはその法人の管理水準を類推する手段にもなり得る。

事務運営費を補助金として交付している荒川区は十分な管理が実施されて、補助金交付の目的が達成されていることを確認する観点（補助金支給により適切な決算が実施されることはその目的の一つと思われる）からも、内容検討が必要と考えられる。

なお我々が平成 15 年度から平成 17 年度の社会福祉協議会の決算書を入手し査閲した結果以下の様な留意点が見受けられた。

本来一致すべき平成 16 年度貸借対照表の「次期繰越活動収支差額」（189,038,844 円）と事業活動収支計算書の「次期繰越活動収支差額」（189,013,844 円）が一致せず、過年度より 25,000 円不一致のままとなっていた。

当該不一致額は平成 17 年度において、事業活動収支計算書の平成 16 年度「次期繰越収支差額」と平成 17 年度「期首繰越収支差額」の本来、残高が引き継がれ同一金額となるべき項目にもかかわらず一致せぬ形で引き継ぐことによって解決されていた。

社会福祉協議会の「地域福祉事業会計」経理区分の「在宅福祉サ - ビス時間預託預り金」の会計処理が東京都社会福祉協議会の標準仕訳と異なっていた等の原因で平成 15 年度決算で一致すべき下記チェック項目が一致していなかった。

本来は、

「平成 15 年度 B/S 流動資産」 - 「同流動負債」 = 資金収支計算書「当期末支払資金残高」
190,055,020 円 - 104,687,752 円 = 85,367,268 円

となるはずであるが、実際の平成 15 年度（平成 16 年 3 月 31 日現在）の資金収支計算書上の「当期末支払資金残高」は 97,947,808 円であり、85,367,268 円と 97,947,808 円の間には 12,580,540 円の差が生じていた。

この相違は平成 16 年度決算において資金収支計算上「差額修正額」といった項目を用いて財務支出に含めて処理され、この結果平成 17 年度決算書の整合性は確保された。しかし、決算書上の「差額修正額」と言った名称ではその用途や内容は容易に理解できるものではなく、注記等の利用も視野に入れた考え方の指導も一考に価するものと考えられる。

（ 2 ）現金の管理状況

本部小口現金

社会福祉協議会本部へ往査を実施した際、会計業務の基本的な管理水準を理解するための一環として社会福祉協議会本部の現金の实在性の検証を行った。

その結果、平成 17 年度決算（平成 18 年 3 月 31 日現在）における「一般会計」全体の決算書上の現金残高は 9,894 円となっているにもかかわらず、現金を管理している帳票「小口現金・仮払金精算書」の残高は 2,124 円となっており、7,770 円一致していなかった。この差異について調査を依頼し後日回答を得、原因は判明したがその究明には時間を費やすものとなった。

今回判明した差は 7,770 円と少額ではあるものの「現金を適切に管理する」

という基本作業に不備が生じ、かつ、即時に原因を明確にできなかったことは管理の現状について業務を委託している荒川区側としても相応の留意を持つべきと考えられ、また、事務局運営に対し補助金を支給している観点からも管理水準向上に向けての要請が必要と考えられる。

荒川区立生活実習所、多目的ホールの使用料

生活実習所の地下にある「多目的ホール」は一般にも開放されており、その収入即ち使用料の徴収及び収納事務は社会福祉協議会に対し業務が委託されている。

生活実習所の往査に際し、使用料徴収事務の管理状況及び現金の残高管理の検討を行ったところ、往査時の現金残高は 170,000 円であるのに対して、帳簿残高上は 168,500 円であり、両者間に差異が生じていた。

その場で原因究明を依頼したが、その理由は明確にならなかった。

本来当該使用料は区が適宜回収を実施し、未回収のまま施設に多額の現金を残さない事が原則である。今回は荒川区側も諸般の事情により実習所よりの利用料の回収を 5 ヶ月以上実施せず、長期間利用料未回収のまま放置したことも記録と実在高の差異発生の一因と考えられるが、原則は受託者の適切な管理、記録の実施及び資金の保管であり、業務受託者に改善を促すと伴に荒川区としても利用料の適宜の回収を実施すべきである。

(3) 固定資産の購入処理

荒川老人福祉センター管理運営委託契約に基づく委託費の精算内訳に平成 18 年 3 月、「IT 講習会用」パソコン 10 台を区と協議の上、競争入札により購入した旨の内容が見受けられた。この取引について詳細資料の提示を社会福祉協議会に求めたところ以下の様な状況であった。

購入台数	10 台
購入金額	1,456,350 円
業者発注日	平成 18 年 3 月 23 日
製品納品日	平成 18 年 4 月 11 日

納品が年度内、資金の決済が翌年度になることはしばしば起こりうるものでこの様な事実に基づき「未払金」を計上した上で固定資産の計上を行う取引は容認されるものである。

しかし、今回、年度内は注文を行ったのみであり、納品事実が無い固定資産購入取引の帳簿への計上がなされていたことが資料より判明した。かかる会計処理は容認されるものではない。

荒川区は予算執行内容について適切な会計処理が実施されるように十分留意すると共に他の管理委託物件も含め管理委託費で備品を購入した際の、資産の実在性について適切に実査を行うなどの方法により確認がしうる様努めるべきである。

(4) 人件費関係支出の適切性

負担経理区分の適切性について

荒川老人福祉センターの管理運営委託契約ではその職員配置基準として常勤職員1名を所長とすることを定めている。これに対し平成17年度は所長として社会福祉協議会本部の施設課長が同施設に週3日勤務し所長を兼務した旨、説明を受けた。

委託契約には明記されていないが、通常所長は当該施設の管理を統括するといった立場から専従であると解される。従って今回の週3日の勤務に基づく本部施設課長との兼務は配置基準を満たしていないものと考えられる。

また、同施設の所長(本部施設課長を兼務)の人件費は以下の様な社会福祉協議会の経理区分から支出されていた。

平成17年4月から平成17年9月分まで 老人福祉センター - 経理から支出
平成17年10月から平成18年1月分まで 西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター - 経理から支出
平成18年2月から平成18年3月分まで 老人福祉センター - 経理から支出

上記のような所長兼務の是非の問題に加え、仮にかかる兼務がなされている場合の適切な人件費の負担を考えた場合、当該対象者が関与した業務関与の度合いにより各々の業務経理区分が負担すべきであり、合理的に按分されるべきである。しかし、平成17年度は老人福祉センター及び西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンターのみが負担しており施設課長として関与している他の業務区分の経費負担は見受けられない

荒川区として適切な人員配置及び人件費の適切な負担割合による合理的な経費精算報告書の作成依頼をなすべきと考えられる。

在宅福祉サービス関連補助金の使途

補助金対象である在宅福祉サービス事業の職員人件費の中に、補助金交付要綱の「補助金交付要綱別表第2」(第5条関係)の文言における対象経費の規定から判断して、本来含めるべきではないと考えられる退職金の一部、「東社協共済」が平成17年度160,080円、平成16年度154,560円、平成15年度151,200円含まれていた。

また、当該事業の非常勤職員人件費の中に超勤手当が発生しているが、超勤手当については、補助金交付要綱上、補助対象の人件費に含めるか否かが明示されていない。客観的な判断を可能にするためにも明文化の必要がある。

支給対象者以外に対する補助金の充当

補助金交付対象の中の社会福祉協議会事務局職員人件費(8名分)については補助金交付要綱別表第1(第3条関係)補助事業内容において「社協が、同協議会の定款第1条に定める目的を達成するのに必要な各種事業を実施するために設置する事務局職員のうち、事務局長を含む8名の職員に係る人件費の一部を助成する。」との規定に基づき補助が実施されている。

この平成17年度補助対象人員のうち1名は、「ガイドヘルパー派遣事業(社会福祉協議会独自の自主事業)・貸付事業・実習生受入担当・寄付物品引取り業務」に従事する者であった。

このうち「実習生受入担当」及び「寄付物品引取り業務」は区の補助対象とされているが、「ガイドヘルパー派遣事業」及び「貸付事業」は、補助対象である事務局職員人件費には該当しない項目であると考えられる。

また、この補助対象業務は常時発生する仕事とは考えにくく、当該対象者は、「ガイドヘルパー派遣事業」及び「貸付事業」に専ら従事している者と考えられ、補助対象の社協事務局職員人件費の対象とすることは疑問である。

補助金交付要綱には「仮に調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。」と規定されており、提出された実績報告書の書類の形式的な確認作業に止まらず、内容の実質的な適合性を注意深く検討することが可能になっている。また、報告添付資料の様式を再検討し、実質的な内容検討に時間が割けるような簡素でわかり易い報告書に作り変えることも検討に値すると思われる。報告内容の確認にも時間を割くべきである。

6. 管理運営委託契約に基づく人員配置の適切性について

施設の委託に際しては安全を確保し、サービス水準を維持するといった観点から「職員配置基準」が定められておりこの配置基準と異なる状況で受託者が運用をする場合、区との文書による協議が必要な旨が契約書に明記されている。

また、「職員配置基準」は上記サービスを適切な金額で委託する上での区側の積算根拠となっていると考えられる。従って基準の遵守、また、変更時の受託者間での相互における連絡は重要である。

配置基準の確保状況を検討した結果、以下の様に職員配置基準に基づかない事実が散見された。

(1) 生活実習所

報告資料について

荒川区と荒川区社会福祉協議会との間で締結されている管理運営委託契約書上では、委託料及び委託事務に関する提出書類以外に、「職員名簿及び勤務体制届け」(2条2項)、「職員名簿および勤務体制の変更届」(2条3項)、「業務委託に係わる事業計画」、「委託業務に係る行事計画書」、「収支予算書」、「変更内容の届け出」(以上3条)などを提出することが規定されている。

平成17年度における上記書類を閲覧するとともに、受託者および区の職員に規程の運用状況を質問したところ、期中に職員の退職等に伴う異動があったにもかかわらず、変更届が区に提出されておらず、また、区側も提出を要求していなかった事実が判明した。

職員名簿および勤務体制届、あるいはその変更届の提出を区が社会福祉協議会に求める理由の一つには、本契約第2条別表1で規定される「実習所職員配置基準」に基づき、受託者職員が適正に配置されているかどうかを区側で確認可能な状態にする目的があると思われる。

従って、区側でこのチェックを怠ると、委託期間中の異動により基準と異なる配置となり、場合によっては利用者に対するサービスが低下しても区として把握できない可能性がある。

社会福祉協議会へ契約書に記載されている事項の遵守、早急な変更届の提出を促す必要があることはもちろん、変更届の提出、配置基準を満たした後、業務運営をチェックする監督業務の実施も必要である。

嘱託医の勤務態様について

管理運営委託契約第 2 条別表 1「実習所職員配置基準」によると、嘱託医として「内科医師の免許をもつもの^{*1}」と「精神科医師の免許をもつもの^{*1}」をそれぞれ 1 名ずつ非常勤として生活実習所に配置することになっている。

この基準にもとづき、社会福祉協議会では、生活実習所にそれぞれ 1 名ずつの嘱託医を配置しているが、これら嘱託医との委嘱状を閲覧したところ、勤務態様は各々週一回と規定されていた。

しかし、実際の勤務態様は精神科医はおおむね月 1 回、内科医は月 3 回程度の来所であり、また、勤務時間は 1 時間/回 程度であるとの回答を得た。また、施設のニーズを必ずしも満たしているとはいえないとの回答もあった。

区としてはこのような医師の勤務実態を把握しておらず、管理のあり方に改善の余地があるものと考えられる。

また、嘱託医の勤務態様を、「週 1 回」といった不明確なものではなく、勤務時間などを詳細に決定するとともに、嘱託医との間で業務内容や勤務時間を定めた契約書を締結するように指導する事も一つの考え方である。

嘱託医の選任に関しては区が関与し社会福祉協議会に具体的な医師を紹介、それに基づき受託者が医師に業務を委嘱するという形になっている旨聴取しているが、嘱託医の配置が必要な理由、そのためにはどのような勤務が望ましいかなど、現場の声を生かせる状況を創出できるような体制作りを目指すべきであり、また、業務受託者に対してもこれに沿った考え方の下、指導を行うべきである。

^{*1} 「内科医師の免許を持つもの」、「精神科医師の免許を持つもの」という定義は厳密には不正確である。医師免許はその診療科にかかわらず 1 種類しかなく、「内科医師」といった免許は存在しない。各医学会が認定する「専門医」制度が代替的なものとしてあるが、その医師が標榜する診療科とその医師が「専門医」として認定されている診療科が一致しているとは限らない。

(2) 障害者福祉会館

障害者福祉会館管理運営委託契約における受託者である社会福祉協議会との契約上、職員の配置基準は常勤職員 2 名、非常勤職員 3 名となっておりこれに基づいた、「職員名簿及び勤務体制届」の提出が行われている。しかし、平成 17 年 4 月の 1 か月間は常勤職員のうち 1 名の欠員に対して非常勤職員 1 名を充当し業務に当たらせていた。

「運営管理委託契約書」第2条第3項によれば、「職員配置内容に変更のあるときは、事前に...届出をしなければならない」とされており未充足期間の長短に係らず事前届出が必要である。また、区が当該事実を把握できていない状況は問題である。

(3) 老人福祉センター

老人福祉センターの人員配置及び勤務状況を検討した結果は以下の通りである。

平成16年度の「職員配置基準」と「実際勤務状況」

平成16年度		職員配置基準	実際勤務状況(タイムカードより)		
			4月～5月	6月～8月	9月～3月
常勤	所長	1	1	1	1
	事務員	2	2	1	1
非常勤	健康相談員	2	0	0	0
	生活相談員	1	1	1	1
	リハビリ相談員	1	1	1	1
	推進員	4	4	4	4
	看護師	1	0	0	0
	用務員	2	2	2	2
	事務員	-	2	2	1
臨時	看護師	-	1	1	1

「職員配置基準」に対する「定員不足」は以下の通りである。

- ・ 事務員（常勤）については、6月から翌3月までの期間、1名が定員不足
- ・ 健康相談員（非常勤）については、4月から翌3月までの期間、2名が定員不足

一方、「職員配置基準」に適合しない「職員配置」は以下の通りである。

- ・ 事務員（非常勤）については、4月から8月までの期間、2名は、また9月から翌3月までの期間、1名は配置基準に定められていない
- ・ 看護師（臨時）については、4月から翌3月までの期間、1名は配置基準に定められていない

平成 17 年度の「職員配置基準」と「実際勤務状況」

平成 17 年度		職員配置基準	実際勤務状況(タイムカードより)	
			4月～5月	6月～3月
常勤	所長	1	1	1
	事務員	2	2	2
非常勤	健康相談員	2	0	0
	生活相談員	1	1	1
	リハビリ相談員	1	1	1
	推進員	4	4	4
	看護師	1	1	1
	用務員	2	2	2
	事務員	-	1	1
臨時	看護師	-	0	1

「職員配置基準」に対する「定員割れ」は以下の通りである。

- ・ 所長（常勤）については、専従ではなく別項で述べているが週の3日程度の勤務であり事実上の定員不足と考えられる。
- ・ 健康相談員（非常勤）については、4月から翌3月までの期間、2名が定員不足

一方、「職員配置基準」に適合しない「職員配置」は以下の通り。

- ・ 事務員（非常勤）については、4月から翌3月までの期間、1名は配置基準に定められていない
- ・ 看護師（臨時）については、6月から翌3月までの期間、1名は配置基準に定められていない

また、上記事項はいずれも配置変更を理由とする協議実施を確認できる資料は無かった。更に区では上記配置基準と異なっていた実態を把握しておらず、結果として基準と相違する状況を放置していたことになる。

以上、いずれの施設においても配置基準は既述の様に契約書に記載されており区側としてもこれが安全・サービスの質を確保する重要な項目と認識しているはずである。現状の様に受託者から変更等の報告がなければ適切な管理が遂行されていると考えることも一つの理解と思われる。しかし、職員配置基準が満たされない状況が一時的でではなく継続していた事実は結果として大きな問題が生じていないという理解は出来ても十分な管理、即ち、当初予定していた安全の確保・サービスの質の維持がなされていたことを表すものではない。

また、今回往査した主要な管理委託施設のすべてにおいて配置基準の相違が

見られたことは委託者、受託者双方にある種の慣れによる緊張感が欠如していた可能性も考えられる。適切な運用を受託者に求めると共に受委託者間における良い意味での緊張感を持ち続けられる関係の構築が必要である。

7. 固定資産の实在性管理

(1) 実施概要

社会福祉協議会へ施設管理運営を委ねている「荒川老人福祉センター」、「生活実習所」、「障害者福祉会館」の3箇所は往査を行い、その過程において固定資産の管理状況を視察した。

手続きとしては施設管理受託者が整備すべき当該施設の資産台帳である「保全物品整理簿」及び荒川区の保有する資産管理台帳の「供用備品現在高調書」の照合また、各々の帳簿と施設に存する固定資産現物との突合せを実施し、施設内の巡回、保全状況の確認もあわせて実施した。

その結果は以下の通りである。

「保全物品整理簿」に記載された備品のうち現品が見当たらないと認められるものはなかった。

「保全物品整理簿」に記載されていない備品が存在した（社会福祉協議会の所有物でもない）

備品のうち、倉庫に保管され、使用されていないものが見受けられた。

「保全物品整理簿」に記載されている設置場所とは異なった場所で使用されている備品が見受けられた。

荒川区の帳簿（「供用備品現在高調書」）と「保全物品整理簿」が合致していないものが見受けられた。

(2) 「保全物品整理簿」に計上されていない備品

下記の備品は管理台帳上の記載が無いにもかかわらず、実際に物品が存在していた事例でありその理由を聴取した。

場所	品名	設置場所	実際数量	備考
生活実習所	ホームバーガー	倉庫	1	寄付
	ベッド	地下倉庫	1	寄付

	太鼓	体育館倉庫	1	町会預り
	厨房設備	厨房	1 式	他会計区分資産
	椅子	入り口	1 式	他会計区分資産
	ソファ	入り口	1	寄付
	冷蔵庫		1	保護者会
	パーソナルコンピュータ	医務室	1	社協廃棄分
老人福祉センター	組立式整理棚	4 階	1	消耗品処理
	配膳車	3 階いこい室	1	消耗品処理
	パーソナルコンピュータ	事務室	3	社会福祉協議会廃棄物
	車椅子	地下倉庫	1	寄付
	冷蔵庫	1 階	1	他会計区分資産
	電子レンジ	1 階	1	寄贈
	傘立	1 階	1	寄贈
	モニメント	1 階	1	寄付
	ソファ	1 階	1	他会計区分資産
	厨房設備	1 階厨房	1 式	建築物に組込済
	洗濯機	地下	1	他会計区分資産
	テレビ	3 階	1	同上
障害者福祉会館	オーバ-ヘッドプロジェクター	対面朗読室	1	障害者団体預り品
	壺	和室	1	寄贈
	掛け軸	和室	1	寄贈
	冷蔵庫	事務室	1	私物
	血圧測定器	1 階ロビー	1	保健所設置物

主な理由としては、利用者の預り品、個人の所有物を持ち込んで公務に使用する、寄付品、他の事業（会計区分）管理の物、備品登録の遅れなどがあった。

また、上記以外としては生活実習所において利用している食器消毒保管庫（1台）及び湿温蔵庫（1台）計1,190千円もあったが、この備品は社会福祉協議会が区と協議の上「備品購入積立金」を取り崩し、これを財源に取得をしたものであった。積立金取り崩しの手続は委託管理運営契約に基づいて行われている。

しかし、別の項でも述べているが、同積立金は区の所有に属するものとの見解でありこれで購入した資産は区の固定資産と認識することが合理的であり、従って、区の所有資産として適切に管理するべきであると考えられる。

また、利用者の預り品については、「預り証」などを書面で取り交わし、万一の紛失・盗難等が発生した場合の責任所在を明確にするとともに、不測の事態

に対応し得るよう区から受託者への指示が必要と考えられる。しかし、現状当該手続きはとられておらず、寄付品についても取扱が明確になっていないため、区及び社会福祉協議会のいずれに対する寄付なのかも判明し得ない状況を聴取した。適切な管理に向けての区と受託者との早急な対応が望まれる。

更に「他会計区分資産」については利用が見込める場所への移動を行ったものと考えられ、その意味では管理者の創意工夫の跡が見受けられるが、現存する資産を管理するための「保全物品整理簿」の整理状況としては今回の様に記載のないものの存在を結果として許容してしまう形となってしまう管理手法については見直しの余地があるものと考えられる。

(3) 未使用備品

下記は利用されずに倉庫に保管されていたものである。

場所	番号	品名	単価	年月日	設置場所	整理簿数量	摘要
生活実習所	47	オーバ-ヘッドプロジェクター	108,000	H7.2.9	多目的ホール	1	倉庫
	50	ホーム-カ-	32,900	H7.2.9	作業室	1	倉庫
	61	ベッド	59,800	H7.2.28	医務室	2(うち1)	倉庫
	116016	自転車	30,500	H6.12.1	(事務室)	1	未使用
老人福祉センター	48	器械台	41,300	H9.8.20	地下倉庫2	1	
障害者福祉会館	55	衝立	44,900	H9.7.30	地下倉庫3	3(うち1)	
	56	姿見	36,000	H9.7.30	地下倉庫2	1	
	58	プリンター	105,000	H12.3.16	地下倉庫3	1	
	61	プリンター	117,600	H9.8.20	地下倉庫2	1	
	62	プリンター	34,000	H14.3.22	地下倉庫2	1	
	69	パーソナルコンピュータ	176,270	H9.8.20	地下倉庫2	1	
	74	情報読取装置	73,360	H9.8.20	地下倉庫	1	
	104	スライド映写機	76,500	H11.6.3	地下倉庫2	1	

上記物品の動作確認等は実施しなかったが、利用実態については、未使用となっている物、故障中の物、一時的に倉庫に保管されている物がある。

未使用あるいは、故障中の物については、受託者が遵守すべき「管理運営委託に伴う物品取扱要領」(第6条)「使用不適品の報告」に基づき、社会福祉協議会から報告を受けることになっているが、適切な処置がとられていない。区としても委託施設の査閲を行い資産の管理報告に対して注意を促し対応すべきで

ある。

(4) 「保全物品整理簿」記載設置場所と実際の配置が異なる備品

下記物品の、「保全物品整理簿」上の設置場所と実際の配置は異なっていた。

場所	番号	品名	単価	年月日	数量	物品整理簿 設置場所	実際 設置場所
生活実習所	18	組立式舞台	140,000	H7.2.27	1	多目的ホール	分場
	24	パーソナルコンピュータ	274,000	H7.3.27	1	実習所1	事務室
	44	ビデオテープレコーダー	79,700	H7.2.9	1	多目的ホール	事務室
	47	オーバードヘッドプロジェクター	108,000	H7.2.9	1	多目的ホール	倉庫
	49	ビデオプロジェクター	467,250	H7.2.9	1	事務室	倉庫
	50	ホームベーカリー	32,900	H7.2.9	1	作業室	倉庫
	51	レンジ	51,150	H7.2.9	2	事務室 作業室	実習室1 実習室2
	52	冷蔵庫	90,000	H7.2.9	2	作業室 ボランティア室	実習室2
	61	ベッド	59,800	H7.2.28	2	医務室	実習室1 倉庫
老人福祉センター	010105	片袖机	47,200	H6.12.1	1	3階湯沸室	1階
	010201	応接用卓子	139,000	H6.12.1	1	3階高齢者クラブ室	4階講師控室
	010218	ワゴンテーブル	32,600	H6.12.1	1	3階いこい室	1階入り口
	010311	背当椅子	85,000	H6.12.1	4	3階高齢者クラブ室	4階講師控室
	010463	ロッカー	48,000	H6.12.1	1	4階会議室	地下
	010512	整理棚	35,900	H6.12.1	1	4階第1会議室	1階
	021217	パーソナルコンピュータ	246,000	H11.3.31	1	4階事務室	1階
	021217	パーソナルコンピュータ	117,025	H16.12.22	2	4階会議室	1階
	094337	ビデオテープレコーダー	75,600	H6.12.1	1	3階プレイコナー	3階いこい室
	094338	モニターテレビ	1	H6.12.1	1	3階いこい室	4階
	105023	電熱器	1	H6.12.1	1	3階茶室	3階湯沸室
	105306	黒板	58,000	H6.12.1	2	3階4階	1階
社 者 会 福	64	パーソナルコンピュータ	1,676,000	H14.3.22	6	交流ロビー	事務室5 地下

67	パーソナルコンピュータ	126,729	H17.3.9	3	事務室	ロビー
107	ビデオプロジェクター	325,000	H9.7.30	1	事務室	ホール

設置場所が変更された場合、適時に「保全物品整理簿」の設置場所を修正することは、実際の現物を確認するために必要な手続である。特に、在宅高齢者通所サービスセンターを併設する、生活実習所、老人福祉センターは、各々の施設が同一建造物に入居しているといった管理上複雑な関係があり、生活実習所、老人福祉センターに併設されている通所サービスセンターの物品が混在している状態も見受けられた。

現在は併設施設の双方が社会福祉協議会によって受託されているが、指定管理者制度の導入に伴う施設管理者の交代により、同一建造物において異なる業務受託者が並存するといった可能性も考慮の範疇に入らる中で適切な所属分類に基づく資産管理は避けて通れないものであるとの認識が必要である。

(5) 「保全物品整理簿」と「供用備品現在高調書」の差異

障害者福祉会館及び生活実習所の物品について、荒川区の管理簿である「供用備品現在高調書」(平成18年3月31日現在)と、委託先施設で管理している当該施設の区保有資産の管理台帳たる「保全物品整理簿」について照合を行ったが、その結果、下記の物品については、両者に差異が生じていた。

物品コード	品名	供用備品現在高調書	保全物品整理簿	差異
10105	片袖机	5	4	1
10110	平机(1800×450×330)	1	3	2
10212	長卓子(1800×800×700)	2	3	1
21117	謄写輪転機	1	-	1
21215	プリンター(PC-101/J300)	1	-	1
21217	パーソナルコンピュータ	16	18	2
21219	変調復調器	1	-	1
105306	黒板(1929×560×1790)	2	1	1
10434	用紙トレイ(脇机型キャスト)	4	3	1
10532	器械台(工事備品)	2	1	1
10312	背当回転椅子	1	0	1
21216	ワードプロセッサ	2	0	2
94306	電話機(携帯用)	1	0	1

105020	炊飯器(1.8リットル炊)	1	0	1
--------	---------------	---	---	---

本来同一施設の管理台帳である両者は一致することが原則である。従って、不十分な管理状況であると言わざるを得ない。この様な状況となった原因の一つには荒川区の物品を管理する帳票である「供用備品現在高調書」が、個々の物品について個別の管理番号を持っておらず、物品の種類ごとに物品コードが付されているのみであるという状況が考えられる。たとえば椅子5脚であれば5脚全てが椅子という種類の同一資産コードで管理されている。従って、現物の確認を行うに際しても、一種類のコードで複数の資産が管理されている場合はその特定が困難となり適切な数量把握が難しくなっている。

また、区では「物品取扱要領」を定めその第8条で業務受託者に保全物品について数量を確認した後、「物品現在高調書兼物品引渡書」を作成して年度終了後、区へ備品の返還を求めている。

更に、荒川区の「物品管理規則」においては、第46条において物品の使用状況等について毎年度1回以上検査しなければならないこととしており、第25条において使用状況を整理するとともに毎年度3月末日現在の「供用備品現在高調書」を作成しなければならないとも定めている。

受託者側ではこの規定に基づき「物品現在高調書兼物品引渡書」、「供用備品現在高調書」等の書面作成は行なっているが現物実査を実施しているとの証跡は見出せず、結果として先の両帳簿の差が顕在化してきている。適切な実査を実施していれば先の問題も生じないものと思われ、規則に従った管理の実施が必要である。

8. 同一建造物に複数の委託施設が存する場合の経費按分について

生活実習所と西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンターは同一建造物の中に存在し、その使用状況は次図の様になっている。

3 F	西部通所サービスセンター
2 F	生活実習所
1 F	事務局・医務室
地下1 F	多目的ホール

平成 17 年度では両施設とも社会福祉協議会が管理を受託していたため、清掃業務など建物を一体として業務を再委託する場合はその経費を面積比により生活実習所 51.8 : 通所サービスセンター 48.2 で按分、各々負担したが、一方、「日常清掃業務」2,141 千円については、生活実習所と通所サービスセンターが各々個別に同一業者と契約を締結したため、生活実習所 1,676 千円及び通所サービスセンター 465 千円となっている(生活実習所の契約分が地下 1 階から地上 2 階までを対象とし、通所サービスセンターの契約分が 3 階のみを対象としており、両者の共通分が全て生活実習所に含まれている為)。各々個別に契約する場合であっても、共通部分の負担割合を明確にし、結果として合理的と考えられる 51.8 : 48.2 の比率に近い結果となる様にすべきである。

また、老人福祉センターと荒川東部在宅高齢者通所サービスセンターも同一建造物に入居しており 3F、4F は主に老人福祉センターが、2F は通所サービスセンターが使用している。当該施設における日常清掃費は老人福祉センターが 9 割、在宅高齢者通所サービスセンターが 1 割と使用面積などの関係とは必ずしも整合した形とはなっていなかった。その理由として在宅高齢者通所サービスセンターの活動室、トイレは職員が清掃を行っており、契約から除外されているため負担割合が小さくなる旨の説明を受けた。しかし 9 : 1 の按分を積極的に採用すべきであるとの根拠とは言い難く、理にかなう負担の実施が適切な経費計算の観点からも不可欠である。

別項でも述べているが施設の管理運営については指定管理者制度の導入が進んでおり、今後、同一建造物に複数の施設が入居している場合の管理が同一受託者の下で継続的に続くとは言い切れない。適切な経費負担の実施及び当該事実の報告は区としても常に留意し受託者に求めるべきである。

9 . 各種委託事業に対する管理監督について

(1) 手話通訳派遣事業

区と社会福祉協議会で交わしている手話通訳者派遣事業仕様書の 3 に「手話通訳者とは、聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有し、手話の技術を習得している 20 歳以上のものであって、乙(社会福祉協議会)が承認し登録した者とする。」と手話通訳者の定義を定めているが、それ以上の具体的な内容について両者間における明文規定はない。これに対し社会福祉協議会は区よりの口頭による要請もあり、該当者の登録選定会議を開催しその会議構成者 5 名の中に聴覚障害者 2 名を含めてより良いサービスが行えるよう人選に際して配慮している

状況がうかがえる。

しかしその選定結果について荒川区は精緻な情報を有していなかった。具体的な選定作業のノウハウは社会福祉協議会に一日の長があるものと考えられ、作業を委ねる事も合理性があるがどのような過程で選定がなされるかを区として把握する事は将来的な福祉行政の参考情報として有用性を持つものと考えられる。現状の様に単に業務の全てを委ね、情報入手を行っていない状況は改める必要がある。

(2) 手話講習会事業

手話講習会事業は聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術等の指導を行うことにより、聴覚障害者の福祉の増進を図ることをその目的としている事業である。

講習会は手話ボランティア入門コース、手話ボランティア初級コース、手話通訳奉仕員養成基礎コース、手話通訳奉仕員養成員応用コースなどレベル別に、開催時間も昼、夜と、利用者のニーズに応えやすい形になっている。なお、対象者は荒川区内に住所を有するか又は区内に在学・在勤し、かつ聴覚障害者の福祉に理解を有する者とされている。

講座名	平成 17 年度				平成 16 年度
	募集人数	講義回数	受講者数	修了者	修了者
手話ボランティア入門コース昼・夜	100 人	20 回	45 人	38 人	52 人
手話ボランティア初級コース昼・夜	100 人	40 回	44 人	31 人	36 人
手話通訳奉仕員養成コース基礎クラス昼・夜	40 人	60 回	42 人	27 人	35 人
手話通訳奉仕員養成コース養成クラス昼・夜	40 人	80 回	17 人	14 人	21 人
合 計	280 人	200 回	148 人	110 人	144 人

委託業務については、契約書第7条において「甲（荒川区）は必要と認めるときは、乙（社会福祉協議会）に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。」と規定され詳細な報告を受けることが可能であるが、現状では上記のような募集人員、講義回数、受講者数及び修了者数の報告を入手しているのみであり、講座の行われた場所や時間また、次回参加者を増加するための情報（アンケートの実施や改善希望等の聴取）は入手されていない。かかる状況は単に講習会開催のみで業務が終了しているかのような懸念さえ受ける。

業務主催者として現状の結果報告のみだけではなく、講座の行われた場所や時間など詳細な資料を入手し、受講者の傾向を理解することは、既の実施している修了者についての情報把握と共に有意義なものと考えられる。

特に、平成 16 年度と比較すると修了者数が減少している状況が見られ、また、コースによりばらつきはあるが平成 17 年度は募集人員に対して受講者は 74%、修了者は 55%と受け入れに余裕が生じている。テレビドラマの影響などによって受講者数に変化が生じる傾向があることも聞き及んでいるが現状を良しとせず、受講者数・修了者数の増に結びつけ、予算の有効な活用を考慮すべきである。

(3) ふれあい入浴券支給事業

「ふれあい入浴券支給事業」は、区内に住所を有するひとり暮らしの高齢者に公衆浴場入浴券を支給することにより、地域社会との交流を促進し孤独感の解消及び健康維持に資することを目的として社会福祉協議会へ委託された事業であるが以下の事項が認められた。

入浴券単価の設定について

荒川区はこの事業で使用する「ふれあい入浴券」を独自に発行することとし、区内での利用者には原則としてこれを配布、例外的に区境に居住し他区の公衆浴場を利用せざるを得ない対象者に対しては東京都公衆浴場業生活衛生同業組合が発行する「共通入浴券」を配布している。この共通入浴券は一枚当り 380 円（平成 17 年度）であるのに対し、委託契約書のそれは「一枚当り 400 円以下とする」と契約書上されており実際の精算額は一枚当り 400 円で行われていた。

「共通入浴券」はいわゆる前払型である一方、区の配布する入浴券は精算型（公衆浴場側からすれば後払式）という相違はあるものの両者間に 20 円もの差が生じており、更に、区の配布する入浴券は社会福祉協議会に対する手数料が一枚当り 5 円見積られ、都合 1 枚当り 25 円割高が見込まれている。

先の「共通入浴券」を区が購入し配布しない理由として、配付後に未使用の券が金券として流通されてしまい、当初の「ふれあい」の機会を多く設ける目的が達せられない状況を危惧している旨を聴取している。しかし、平成 17 年度の実績に基づく以下試算の様に 1 枚 380 円で利用券の配布が可能であれば結果として 2,000 回以上の入浴の機会が増加する。

【試算】

17年度当初見積もられた事業費 15,236,610円

15,236,610円 ÷ (400円 + 5円) = 37,621回

15,236,610円 ÷ 380円 = 40,096回

40,096回 - 37,621回 = 2,475回 結果：2,475回の増加が可能になる。

当該事業の目的、即ち入浴機会を多くし、「ふれあう場」を作ること考えるのであれば、独自入浴券方式を継続する場合でも精算方法については現金精算の代わりに、先の「共通入浴券」を用いて行うなど工夫の余地があるものと考えられる。

「ふれあい入浴券」の管理状況について

現在社会福祉協議会が作成している「ふれあい入浴券」には連番が付されていない。「ふれあい入浴券」は民生委員を通じて該当者に配布されているが、「名簿に基づく配布が行われたか」、「残券は適切に回収されているか」など配布対象者と配布状況の関連、更に未配布の予備券の適切な管理などのために連番を付することは基本である。

管理費取り扱いについて

委託契約の経費は当該契約においても「事業費」「事務費」「管理費」に分かれている。この「管理費」については別項でも述べているが、当該委託契約を遂行するための直接人件費的な意味合いがあるものと考えられる。

ふれあい入浴券の配布は民生委員が実施しており、社会福祉協議会の実施する業務は利用券の発行・管理等限られたものとなっている。また、その管理業務も既述の様に入浴券には連番が付されておらず、状況を事後的に判断することは難しい。かかる業務内容に対して、管理費は契約書上一律に事業費と事務費の15%と決められており、平成17年度の契約では2,306,356円が予算計上されていた。

委託金額の規模と管理の業務量にある程度の相関関係はあるものと考えられるが、社会福祉協議会の行う管理業務の内容を的確に把握しえない状況のまま「管理費」だけは一定率を乗じることによって計算し支給する状況は再考の余地があるものと考えられる。

更に、利用後の「ふれあい入浴券」の回収整理事務は浴場組合に対して利用券一枚当たり5円の手数料を支払う形で再委託がなされている。

本来当該契約に関する業務の再委託は禁止されている。再委託を委託者が認める場合の事前協議の要請は社会福祉協議会からはなかった旨を聴取しており契約に反するがそのまま放置されていた。事実に基づき適切な対応をとる必要があると考えられる。

(4) ねたきり高齢者理美容サービス券支給事業

「ねたきり高齢者理美容サービス券」の利用に際して、社会福祉協議会に対して区は、委託契約・仕様書に基づき「事務費」及び「事業費」の他に1枚当たり50円の手数料を支払っている。一方、社会福祉協議会は理容生活衛生同業組合・美容生活衛生同業組合との間で、「ねたきり高齢者理美容サービス券」の回収・整理事務の委託費として同じく精算に際して1枚当たり50円の手数料を支払う事業委託契約を結んでいる。

当該社会福祉協議会と理容生活衛生同業組合等の契約は業務の再委託に該当すると考えられる。従って事前協議を要すると考えられるがこれがなされていなかった。

この事実は委託契約第11条「再委託の禁止」に抵触するものと考えられ、また、当該事実を放置した区の管理体制は不備があるものと思われる。

更に、社会福祉協議会が当該サービスを利用する際に交付する「サービス券」は「ふれあい入浴券」同様連番が付されていない。適切な管理を実現するため改善を考慮する必要がある。

(5) 障害者福祉会館委託事業における労務管理等

障害者福祉会館に往査した際に平成18年1月のタイムカードと勤務シフト表を突合し、また、施設の利用料金の管理、保管状況について利用申込受付簿、利用料減免リスト及び入金台帳の記録の整合性を検討する事により管理状況を検討した。

その結果、資金管理は適切になされていたが、人事管理において使用タイムカードの打刻漏れが1件見受けられた。

その理由については説明を受け適切な出勤事実の存在については確認しているが、タイムカードは人事管理の基本資料として重要であり当該データを基に

人件費の計算がなされ区への報告がされることを念頭に置き、適切な資料の作成・保管といった基本的な作業の重要性についての確認を区として要請すべきと考えられる。

第四 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

1. 法人運営事業に対する補助金について

荒川区は、民間による地域福祉活動を育成・促進し、地域福祉活動の充実を図り区民の福祉の向上に寄与するために社会福祉協議会の実施する活動に要する経費の一部について補助金を交付している。当該補助金は「第二 監査対象の概況」に記載されている通りであり、その平成 17 年度の支給の詳細は以下の様になっている。

種目	決定額
社会福祉協議会職員人件費	58,576,000 円
ボランティア活動推進事業費	2,551,495 円
ボランティア活動推進事業人件費	3,954,719 円
重度心身障害者（児）レクリエーション事業	1,041,843 円
長寿慶祝の会事業	2,274,810 円
福祉サービス総合支援事業	5,963,000 円
在宅福祉サービス事業	35,714,742 円
合計	110,076,609 円

これらの補助金のほとんどが社会福祉協議会の円滑な活動を支える重要な基礎をなしている。

上記補助金の中でも特に社会福祉協議会職員人件費が一番多く、その内容は事務局長を含む 8 名の職員の人件費が対象となっている。これは主に社会福祉協議会本部において法人全体の管理業務を行う職員の人件費に充当されている。

この職員の業務は全体の管理業務、即ち、社会福祉協議会が独自に行う自主事業関連の間接的な管理業務をはじめ、区よりの受託事業、区施設の管理運営業務の間接的な管理業務が該当する。このことは「社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱」4 条において「...この補助金は区からの他の補助金または委託の対象となる事業には交付しない」とある規定との関係を考えて場合、検討の余地があるものと思われる。

即ち、区委託業務に直接的ではないにせよ間接的に係わる職員人件費が、現状全て補助金で賄われていることが適切であるか否かが考慮の対象となる。

一つの考え方として、補助金支給対象者の委託施設に対する管理業務が直接

的な係わりでないことを理由とし、区へ報告する委託施設の経費区分に「事務費」、「管理費」が明記されていてもこれらには補助金支給対象者の人件費は含まれていないものと考え、現状の補助金支給は適切であるとの解釈も可能である。一方、平成18年度より導入された指定管理者制度における経費見積りに際して、仮に他の社会福祉法人と荒川区社会福祉協議会が指定管理者の入札に参加すれば間接的な管理費に対して補助を受けている社会福祉協議会が間接管理費も入札金額に含めて考えねばならない他の社会福祉法人と比較して利が生じることが容易に想像できる。

当該状況を解消する方策としては補助金として支給する職員人件費は社会福祉協議会の自主事業など、区よりの委託事業に関与しない業務への当該職員の関与割合を合理的に算定し、適切に計算することが考えられる。

また、区施設の管理運営委託に関する契約により生じる間接的な管理費については当該施設の契約金額の中で賄うことが他の入札参入の可能性のある社会福祉法人とのバランスを考慮した場合、合理的であると思われる。

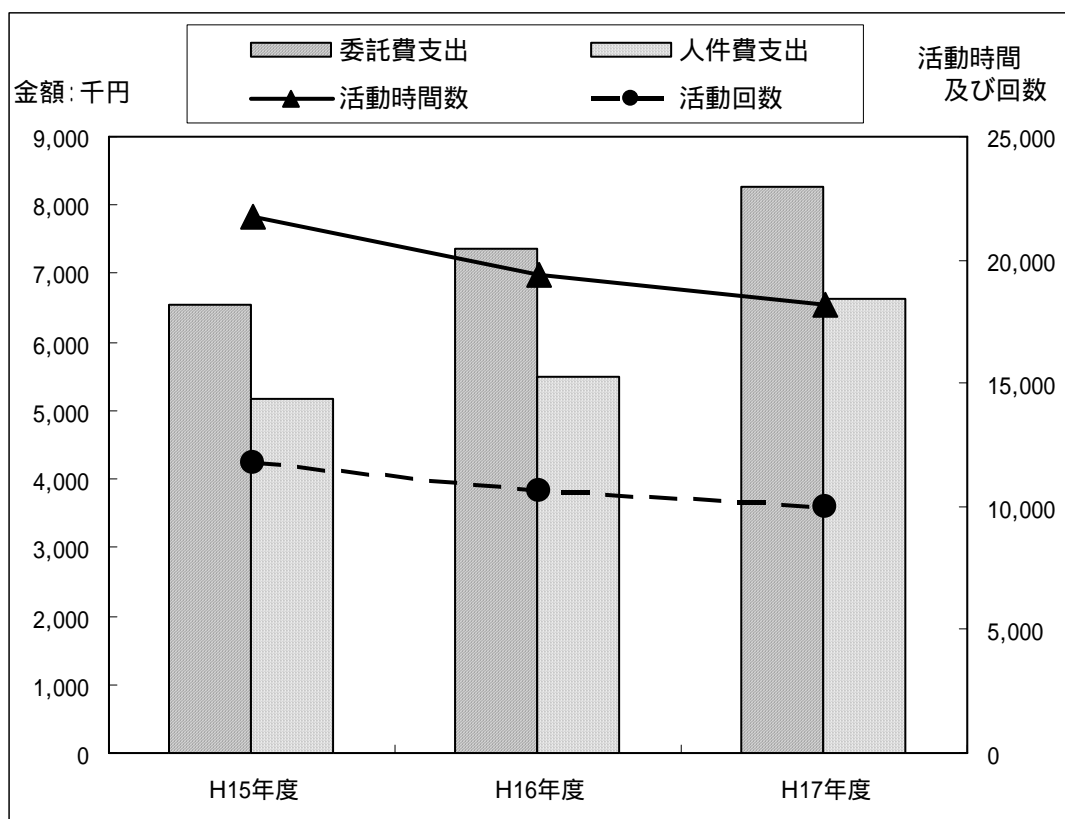
適切なコスト比較が可能な状況は、施設管理者交代を含めた効率的な運営方法としての指定管理者制度導入の前提として重要であるとの視点も補助金支給に際しての検討事項の一つと史料される。

2. ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は残業、病気、冠婚葬祭、家族の介護などで子供を一時的に預けたいが預け先が見つからないという悩みに応え、保育園や学校の送迎、保護者が帰宅するまで子供を預る等育児のサポートを行うものであり、協力会員を募り当該会員によって子供の一時的なケアを行う形となっている。

社会福祉協議会は当該業務の委託事務、即ち、センター会員の募集、登録、会員相互の育児に関する援助活動の調整、会員相互に関する事項その他について区より委託を受けており、育児そのものを社会福祉協議会において実施するものとはなっていない。

利用状況と区の業務委託費の推移の関係を見ると利用状況が低下しているのに対して委託費は増加している点が目に付く。ファミリー・サポート・センター事業は福祉事業であり単純に委託金額の減少を求め、回数あたりの委託金額の多寡を問題にすることは拙速と考えられるが、一方限られた予算は有効に使用すべきでもある。



現状の利用回数の低下は、保育園の延長保育制度など周辺環境の整備がなされたことも要因の一つと考えられるが、一方、23区で行われているファミリー・サポート・センター事業において荒川区は唯一会費の収受を行っている。従って協力会員・利用会員とも年会費を負担する状況が利用促進を妨げている可能性も考えられる。

荒川区は汐入地区や日暮里駅前の再開発などによって人口増加要因も考えられ、今後利用回数の増加も見込まれるところではあるが、いずれにせよ、利用回数低下といった現状にもかかわらず委託金額が増加している状況を放置することは好ましいものとは言えない。業務受託者との間で利用促進も含めた対応を考慮すべきである。

また、ファミリー・サポート・センター事業においては原則として、利用会員（子供を預ける会員）からは2,400円、協力会員（子供を預る会員）からは1,200円の年会費をそれぞれ収受している（この他、子供を預ける場合の利用料金、子供を預った場合の謝礼は別途存在する）。この収入金は、社会福祉協議会のファミリー・サポート・センター事業会計において計上されており、平成17年度の計上額は714,635円であった。

当該事業は、東京都から各区市町村への補助事業となっており、東京都産業労

働局から「東京都仕事と家庭両立支援特別援助事業費補助金交付に当たって区市町村におけるファミリー・サポート・センター事業の取扱いについて」という通達の中で、会費の徴収は各区市町村の任意としているが、会費を「運営経費に充当する場合」には、区市町村の歳入として計上する旨が記載されている。

従って、社会福祉協議会の収入とし区の収入としていない荒川区での処理はこの取り扱いと相違していたことになる。また、ファミリー・サポート・センター事業は荒川区が社会福祉協議会に委託している事業で、その趣旨から考えれば事業実施主体は荒川区である。社会福祉協議会は委託料を荒川区より収受することはあっても事業遂行に当たっての会員の会費収入は特段の定めのない限り事業の実施主体である荒川区に属することが合理的であり、現状の会費収入を区の歳入として計上せず、社会福祉協議会の収入として処理していたことは適切な処理の実施といった観点からは改善の余地が有ると思われる。

3. 保健福祉部分室（平成18年度より福祉部分室）における建物使用料減免及び建物維持管理費の区と社会福祉協議会の負担について

保健福祉部分室はもともと区の所有施設であるが、現在、社会福祉協議会の本部等の施設が設置されており減免申請により使用料は事業の公共性、公益性が高いことから免除されている。

また、光熱水費・エレベーターの保守料など、建物維持管理費の負担については使用面積割合に応じて区と社会福祉協議会が応分を負担している。

ただし、免除という形を採っているとはいえ、実質的には補助の実施に他ならない。社会福祉協議会が公益性の高い団体であることは周知のことではあるが、加えて概要でも述べている様に区の施設の指定管理者や業務の受託を行っていることも事実である。

指定管理者制度導入の趣旨の一つには入札制度に基づく効率化の推進があげられる。

今後は社会福祉協議会といえども指定管理者制度の対象となる事業ではこの様な効率化の推進といった流れに組み込まれるが、社会福祉協議会側が受けている家賃免除という方法では、この便益が何ら帳簿記録に現れない。そのため、単純に帳簿記録を基にする受託施設の見積りコスト計算の比較では他の社会福祉法人等が負担している本部の家賃または相当する減価償却費などの経費を社会福祉協議会は委託経費見積りの際に見込む必要が無く、結果として割安な金額計算を実施することが理屈の上では可能になる。このような形では合理的な比較を実施することが難しいケースが生じてしまうことも考えられる。

例えば免除ではなく家賃相当額の補助金支給と適切な家賃の徴収を実施することによって、会計記録として残す方が他の社会福祉法人とのコスト比較が可能な金額を得る事が出来、今後の指定管理者制度導入、入札制度の開始等の前提を考慮した場合は利点があるものと考えられる。

以 上